

改正

平成27年4月1日

令和元年11月1日

令和4年6月1日

令和7年4月1日

学校法人玉川学園公益通報等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）（以下、「法」という。）に基づき、学校法人玉川学園（以下「本法人」という。）における公益通報に関し必要な事項を定め、本法人における自浄作用の向上を図り健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

2 「公益通報」とは、本法人の業務に関し、公益通報等対象事案が生じ、又はまさに生じようとしている旨を公益通報者が公益通報受付窓口に通報する制度をいう。

3 「公益通報等」とは、公益通報又は公益通報に関する相談をいう。

4 「公益通報等対象事案」とは、次のいずれかの事実をいう。

(1) 法第2条第3項において定められる法令に違反する行為若しくは過料の対象となる行為、又はそのおそれがある行為の事実

(2) 本法人が教育研究機関として遵守すべき法令・ガイドライン等に違反する行為又はそのおそれがある行為の事実

(3) 学校法人玉川学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）及び諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為の事実

(4) 過去に行った公益通報等に起因する不利益な取り扱いの事実

5 「公益通報者」とは、次に掲げる本規程に基づき公益通報等を行うことのできる者をいう。

(1) 本法人の教職員（専任、嘱託、パートタイマー、アルバイト等を含む）

(2) 寄附行為第6条第1項及び第2項に規定する理事及び監事並びに評議員

(3) 本法人の教職員を退職した者（退職後1年以内）

(4) 本法人に派遣される職員及び本法人の出資企業・委託業者・取引先の従業員

(5) 研究活動に係る不正行為及び研究費の取扱いに係る不正行為に関する公益通報等を行う者

6 「被公益通報者」とは、前項の公益通報者により通報された者及び第18条以降に定める調査の過程で公益通報等対象事案への関与が認められた者をいう。

(管理体制・業務)

第3条 本規程の責任・権限は、次の各号のとおりとする。

(1) 理事長を最高責任者とする。最高責任者は、本制度の責任者として、法及び本制度並びに本制度を通じたコンプライアンス確保の重要性について、教職員に対し十分に教育・周知を行う責任、公益通報対応責任者及び公益通報等対応業務従事者を指定する責任を有する。

(2) 監査室長を公益通報対応責任者とする。公益通報対応責任者は、本制度の統括、本制度の執行、公益通報等対応業務従事者の推薦及び教育に関する責任を有する。

(3) 監査室は、本制度の整備及び見直し、学内外への本制度の周知を行う。

(公益通報対応業務従事者)

第4条 公益通報等の受付、当該公益通報に係る調査及びその是正に必要な措置を講ずる業務（以下「公益通報対応業務」という。）の全部又は一部に従事する者を、法が規定する公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として次の各号の通り定める。

(1) 前条第1号及び2号に定める者は、その責任において従事者とする。

(2) 公益通報等の受付窓口を担当する者は、従事者として公益通報対応責任者が推薦し、「(様式1)公益通報対応業務従事者(二号従事者) 指定書」を用いて最高責任者が指定する。

(3) 受付以降の公益通報対応業務に係る者は、事案ごとの従事者として公益通報対応責任者が推薦し、「(様式2)公益通報対応業務従事者(三号従事者) 指定書」を用いて最高責任者が指定

する。

- 2 公益通報対応責任者は、従事者に対し公益通報者保護法の趣旨や従事者の義務等について定期的に教育・研修を行う。

(従事者の遵守事項)

第5条 従事者は、独立・公正な立場で職務を遂行しなければならない。

- 2 従事者は、公益通報対応業務において知り得た公益通報者の氏名及び公益通報者を特定させる事項等について、期限の定めなく守秘しなければならない。

(従事者の利益相反関係の排除)

第6条 公益通報対応業務において、当該公益通報等対象事案に関係する者は、公益通報対応業務に関与することはできない。

(受付窓口)

第7条 本法人における公益通報等の受付窓口は監査室とする。

- 2 本規程第2条第5項に定める公益通報者のうち、第1号及び第2号に該当する者は、第8条に定める方法により監査室を通じて常勤監事に通報することができる。
- 3 公益通報受付窓口以外の者が公益通報に係る通報等を受けた場合、前項の窓口を教示しなければならない。

(公益通報等の方法)

第8条 公益通報等は、本学ホームページ上に公開する「公益通報・相談フォーム」に必要事項を入力・送信して行うものとする。

- 2 公益通報者は、原則として所属・氏名を明らかにした「顕名」で公益通報等を行うものとする。
- 3 前項にかかわらず、公益通報者自身がフリーアドレス等を取得するなど、匿名性が担保される連絡手段を用意する場合に限り、所属・氏名を明かさな「匿名」による公益通報等を行うことができる。この場合において、当該公益通報等にはその事実があると信じるに足る相当な根拠を必要とする。
- 4 緊急の場合においては電話あるいは対面によって公益通報等を行うことができる。

(公益通報者の禁止事項)

第9条 公益通報者は、次の各号に該当する目的をもって公益通報等を行ってはならない。

- (1) 自らが不正に利益を得る目的
- (2) 被公益通報者を含む第三者を誹謗中傷する目的
- (3) 本法人に損害を加える目的
- (4) その他本規程第1条の趣旨に反する目的

- 2 本法人は、前項の目的をもって公益通報等を行った者に対し、学校法人玉川学園懲戒規程または法令等に基づき、必要な処分や措置を講じることができる。

(公益通報等の受付)

第10条 公益通報受付窓口の従事者（以下、「窓口の従事者」とする。）は、公益通報等があった場合は、その公益通報者に対し、速やかに通報を受け付けた旨を通知する。ただし、公益通報者の連絡先が不明である場合又は通知を希望しない場合はその限りではない。

- 3 窓口の従事者は、公益通報者の身分等を確認する必要があると認めた場合、公益通報者に対して身分確認又は本人確認ができる書類の提示、提出等を求めることができる。
- 4 窓口の従事者は、当該公益通報等の内容について、より詳細な事実を確認する必要があると認めた場合、公益通報者に対して電子メール、電話、面談等による確認又は書類の提示、提出等を求めることができる。
- 5 窓口の従事者は、当該公益通報等対象事案が本規程第2条第4項第1号及び第2号に該当する場合、必要に応じて法解釈等の確認を本学の顧問弁護士にすることができる。

(常勤監事による公益通報等の受付)

第11条 窓口の従事者は、本規程第7条第2項による通報等を受けた場合には、速やかに常勤監事に報告しなければならない。

- 2 常勤監事は、前項による報告をもって、公益通報者に公益通報等を受け付けた旨を通知する。ただし、公益通報者の連絡先が不明である場合又は通知を希望しない場合はその限りではない。

(公益通報対応責任者への報告)

第12条 窓口の従事者は、本規程第10条により受け付けた公益通報を、速やかに文書にて公益通報対応責任者に報告する。

(調査実施の判断)

第13条 公益通報対応責任者は、窓口の従事者から報告を受けた公益通報等が第2条第4項に定める公益通報等対象事案に該当するか確認し、14日以内に調査の実施の要否を決定する。ただし、次の各号に係る通報については公益通報として扱わない。

- (1) 内容が具体性・特定性を伴わないもの
- (2) 内容が本規程第9条第1項(公益通報者の禁止事項)に該当することが明らかなもの
- (3) その他通報に該当しないことが明らかなもの

2 公益通報対応責任者は、必要に応じて担当理事に意見を求めることができる。

(常勤監事による対応)

第14条 常勤監事は、受け付けた公益通報等に対し必要な措置を講じる。その方法や内容は、学校法人玉川学園監事監査規程による。

(最高管理責任者への報告)

第15条 公益通報対応責任者は、本規程第13条の結果について最高責任者に報告する。

(公益通報者への通知)

第16条 公益通報対応責任者は、本規程第13条の結果について公益通報者に通知する。ただし、公益通報者の連絡先が不明である場合又は通知を希望しない場合はその限りではない。

(調査の依頼)

第17条 公益通報対応責任者は、本規程第13条で調査の実施を決定した場合、公益通報等対象事案の内容に応じて次の各号に定める委員会等に調査を依頼する。

- (1) 公益通報等対象事案に応じて設置する調査委員会
- (2) 既設の審議会議・諮問会議
- (3) 部署あるいは個別の担当者等

2 公益通報等対象事案が研究活動に係る不正行為及び研究費の取扱いに係る不正行為である場合は、研究倫理委員会委員長へ依頼する。

(調査の実施)

第18条 公益通報等に係る調査が行われる場合には、本法人の各部署及び教職員は、正当な理由がある場合を除いて当該調査に協力しなければならない。調査を妨害してはならない。

2 調査を行う者は、本規程第5条を遵守しなければならない。

(調査結果の報告)

第19条 前条の調査を実施した者は、その結果を文書にて公益通報対応責任者に報告しなければならない。

第20条 公益通報対応責任者は、前条の文書を基に調査結果を最高責任者に報告しなければならない(是正措置)

第21条 最高責任者は、前条の報告を通して法令違反行為の存在が確認された場合、担当役員及び関係部署長への報告・協力要請等を行い、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 最高責任者は、前項の是正措置及び再発防止策をとった後、適切な期間を設定した上で、当該期間経過後に、当該是正措置及び再発防止策が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置又は再発防止策等を講じる。

3 最高責任者は、前項の検証を本規程第17条において調査を実施した委員会等に委任することができる。

(通知)

第22条 公益通報対応責任者は、被公益通報者及び調査協力者を含む利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮した上で、公益通報者に対し、調査結果及び是正措置の内容を、速やかに通知する。ただし、公益通報者の連絡先が不明である場合又は通知を希望しない場合はこの限りではない。

(不利益取扱いの禁止)

第23条 本法人は、公益通報者が公益通報等を行ったことを理由として、当該公益通報者に対し、不利益な取扱い（解雇、減給、降格等）を行ってはならない。ただし、公益通報者が本規程第9条に定める不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

（懲戒）

第24条 本法人は、法令違反及び本法人の規程に抵触する不正行為を行った被公益通報者に対して、本法人懲戒規程に基づく措置を講じることとする。

2 公益通報者自身あるいは自らが所属する部署等の公益通報等対象事案に係る自主的な通報を行った場合や、被公益通報者が調査協力をする等、不正行為の早期発見や解決に協力した場合には、当該被公益通報者に対する懲戒処分等を本法人懲戒規程第8条に基づき減免することができる。

（規程の改廃）

第25条 この規程の改廃は、常任会の議を経て、理事長が行う。

（事務主管）

第26条 この規程に係る事務主管は、監査室とする。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和元年11月1日）

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和4年6月1日）

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和4年6月1日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程の改正により、学校法人玉川学園公益通報等運用要領は廃止する。

（様式1）

「公益通報対応業務従事者（二号従事者） 指定書」

（様式2）

「公益通報対応業務従事者（三号従事者） 指定書」